第1章 いじめ防止について

1 基本的な心構え

O いじめの情報は個人で抱えず組織で対応する

いじめ被害の訴えを児童生徒や保護者から最初に受けるのは、担任や相談員、部活動顧問などの「個人」であることがほとんどです。

その際、その情報を一人で抱え込み、解決を図ろうとした結果、対応が失敗し、問題が大きくなることがあります。

いじめ防止対策推進法においては、**いじめの問題は全て組織で対応する**こととされています。いじめの情報をキャッチした場合には、一人で抱え込み解決を図ろうとするのではなく、学年主任や生徒指導主任等を通じて管理職にまで情報をあげるなど、学校のいじめ防止対策組織で情報を共有し、組織で対応することが必要です。

○ いじめ被害を訴えた児童生徒やその保護者に寄り添う

いじめの訴えがあっても、「この程度のことはいじめではない」、「友人間のトラブルである」と教職員が個人で判断をしてしまい、結果として問題が大きくなってしまうケースがあります。被害児童生徒が苦痛を訴えていれば、いじめの疑いに該当するととらえることが大切です。

心構えとして、いじめを訴えた児童生徒やその保護者の気持ちに寄り添うことが肝心であり、その訴えをきちんと把握した上で、必要な事実確認や調査などを行うことが求められます。

訴えのあったいじめについて、その行為が実際に事実として行われたのかどうか、どのような内容であったかということを**組織としてきちんと確認した上で、児童生徒や保護者に伝える**ことが必要です。

〇 情報を正確に記録する

情報を共有する際、ただ漠然と情報をまとめても、情報の有用度は低くなります。また、対応が長期に渡ったり、再発したり、対応した教職員が異動になったりすることもあります。対応に一貫性を持たせるためにも、「いつ」「どこで」「誰が(誰に)」「何を」「なぜ」「どのように」など、5W1Hに沿って時系列に正確な情報を記録する必要があります。またその際、推測や主観を交えず事実のみを記載することが大切です。

2 いじめに関する事例と対応のポイント

事例1 金銭等を要求される

Aは、クラスで4人組のグループに属しており、放課後に待ち合わせを して一緒に下校したり、休日に遊びに行ったりしていた。

ある日、Aは担任に、「他の3人と一緒にいたくない。」と言ってきた。 担任がAに理由を聴いてみたところ、次のような答えが返ってきた。

「3人とは5月ぐらいから仲良くなって、一緒に下校したり、遊びに行ったりするようになった。一緒に遊びに行った時に何度か菓子や飲み物などをおごってあげたが、そのうち3人の要求は段々エスカレートして、今では無断で親の財布から1万円を持ち出すようになってしまった。そのようなことが数ヶ月続いている。もう嫌だ。」



このような事例の対応のポイントは何でしょうか?

事例1への対応のポイント

- ○「いじめ重大事態」の可能性があると捉えて対応する。
- 法にのっとり、組織で適切に対応する。

この事例は法律上のいじめに当たると考えられます。さらに、金品を取られていたとなると、「いじめ重大事態」に当たる可能性が考えられます。法にのっとった適切な対応が必要です。

具体的対応

- □ いじめの訴えの適切な把握
 - ・被害児童生徒への聴き取り → 17ページ
- □ いじめ防止のための組織の招集と対応方針の検討
 - ・対応方針の検討と被害児童生徒・保護者への説明 → 18ページ
 - ・重大事態を視野に入れた対応 → 16ページ
- □ 金銭被害に対する対応
 - 警察との連携を検討 → 26ページ
- □ 適切な事実確認
 - ・事実確認の方法の検討 → 19ページ
 - ・アンケート実施の有無・内容の検討 → 19ページ
 - ・加害児童生徒への聴き取り → 19ページ
 - ・周辺児童生徒への聴き取り → 19ページ
- □ 被害児童生徒・保護者との適時適切な情報共有
 - ・被害児童生徒に寄り添った対応 → 17・22 ページ
 - ・保護者への説明 → 18・22 ページ
- □ 加害児童生徒・保護者への対応
 - ・加害児童生徒への指導方針の検討 → 22ページ
 - ・被害児童生徒との関係修復 → 23ページ
 - ・保護者への説明と協力の要請 → 22ページ
- □ 被害児童生徒の見守り
 - 解消までの見守り → 23ページ

事例2 ネットでの書き込み

Aは活発で明るく、人当たりのいい性格である。行事等でもクラスメイトを引っ張り、担任からも頼りにされている存在である。

ある日、遠足の班決めなどの話合いがAを中心に行われた。人間関係をめぐって話合いは難航し、班はなかなか決まらなかったが、Aがその場をとりなして、何とか決めることができた。バスの中でのレクリエーション決めでは、クラスの意見は真っ二つに分かれたが、これもAが意見を取りまとめて決定した。

遠足は無事に終わったが、その後少し経ってAは学校を休むようになった。担任が家庭に連絡をしても、Aが休むようになった理由は分からなかったが、1週間ほどして、クラスメイトが担任に、「あるクラスメイトが、遠足の話合いのことが不満だったらしく、ネット上にAの写真を掲載したり、『Aウザい』と書き込んだりしている。そのことをAに伝えたら、休みがちになってしまった。どうしたらいいのか。」と相談してきた。



このような事例の対応のポイントは何でしょうか?

事例2への対応のポイント

- ネットいじめとして適切な初期対応を行う。
- ○「不登校重大事態」を見据えて対応する。

この事例はネットいじめの可能性があると考えられます。ネットいじめとしての適切な初期対応をしなくてはなりません。さらに、「**不登校重大事態**」を見据えて対応する必要があります。

具体的対応

- □ いじめの訴えの適切な把握
 - ・被害児童生徒への聴き取り → 17ページ
 - ・書き込み等の確認 → 24ページ
- □ いじめ防止のための組織の招集と対応方針の検討
 - ・ネットいじめとしての対応 → 24ページ
 - ・対応方針の検討と被害児童生徒等への説明 → 18ページ
 - ・重大事態を視野に入れた対応 → 16ページ
- □ 適切な事実確認
 - 事実確認の方法の検討 → 19ページ
 - ・アンケート実施の有無・内容の検討 → 19ページ
 - ・加害児童生徒への聴き取り → 19ページ
 - ・周辺児童生徒への聴き取り → 19ページ
 - ・証拠の保全 → 24ページ
- □ 被害児童生徒・保護者との適時適切な情報共有
 - ・被害児童生徒に寄り添った対応 → 17・22 ページ
 - ・保護者への説明 → 18·22 ページ
- □ 加害児童生徒・保護者への対応
 - ・加害児童生徒への指導方針の検討 → 22ページ
 - ・被害児童生徒との関係修復 → 23ページ
 - ・保護者への説明と協力の要請 → 22ページ
- □ 周辺児童生徒への対応
 - 拡散した情報への対応 → 24ページ
- □ 被害児童生徒の見守り
 - 解消までの見守り → 23ページ

2 いじめに関する事例と対応のポイント

事例3 部活動でのトラブル

サッカー部の部長であるAは、リーダーシップがあり、チーム全体のことをよく考えて部を引っ張っていた。なかでも下級生であるBの活躍を期待し、日頃からアドバイスなどの声掛けをしていた。

ある日、Bは練習中に、自らの技術を自慢し、チームワークを乱すような行動を取った。Aは、Bの自分勝手な行動を注意し、その後はBがチームワークを乱すことなくその日の練習が終わった。

翌日からBは部活動を欠席するようになった。1週間後、Bの母親から、「1週間前に部長のAから強い言葉で責められ、Bは怖くて部活動に参加できないと言っている。これはいじめではないか。」という訴えがあった。



このような事例の対応のポイントは何でしょうか?

事例3への対応のポイント

- いじめの可能性があると捉えて対応する
- ○「部員同士のトラブルで、いじめにはあたらない」と決めつけない。

Aの強い言葉にBが苦痛を感じ、部活動に参加できなくなった事例ですが、Aに悪意がなくても、いじめの定義に照らした場合、この事例はいじめに当たると考えられることから、いじめを否定せず、Bに寄り添った対応をすることが大切となります。

具体的対応

- □ いじめの訴えの適切な把握
 - ・被害児童生徒への聴き取り → 17ページ
- □ いじめ防止のための組織の招集と対応方針の検討
 - ・対応方針の検討と被害児童生徒等への説明 → 18ページ
- □ 適切な事実確認
 - ・事実確認の方法の検討 → 19ページ
 - ・アンケート実施の有無・内容の検討 → 19ページ
 - ・加害児童生徒への聴き取り → 19ページ
 - ・周辺児童生徒への聴き取り → 19ページ
- □ 被害児童生徒・保護者との適時適切な情報共有
 - ・被害児童生徒に寄り添う姿勢 → 17・22 ページ
 - ・保護者への説明 → 18・22 ページ
- □ 加害児童生徒・保護者への対応
 - ・加害児童生徒への指導方針の検討 → 22ページ
 - 「いじめ」という言葉を使わない指導 → 23ページ
 - ・被害児童生徒との関係修復 → 23ページ
 - ・保護者への説明と協力の要請 → 22ページ
- 口 被害児童生徒の見守り
 - 解消までの見守り → 23ページ

3 いじめ防止対策推進法

いじめは決して許されることではありません。いじめから児童生徒を守るため、学校は一丸となって対応することが重要です。「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)は、平成24年に大津市での中学生の自殺事案が報道され、その後教育再生実行会議で「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」と提言されたことを受け、平成25年に施行されました。教職員は、法の内容等を十分に理解し、適切に対応しなければいけません。

(1) いじめの定義

法の第2条では、次の通りいじめについて定義されています。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

つまり、下記の①~④をすべて満たす事象が、法律上のいじめに該当します。

- ① 行為をした者(甲)も行為の対象となった者(乙)も児童生徒であること
- ② 甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 甲が乙に対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

心理的・物理的な影響を与える行為により、対象となった児童生徒が苦痛を感じれば、 法律上のいじめに該当します。法律上のいじめは、下図に示すとおり極めて広範な概念 であり、被害児童生徒に寄り添ったものであると言えます。

法律上のいじめ

社会通念上のいじめ

誰もが重篤な事態と確認するで あろう深刻な事案

※ 本人が心身の苦痛を感じていることを認めない場合や、自ら判断・説明ができない場合、本人が加害行為の存在を知らない場合なども、いじめの可能性があるものとして慎重に対応することが大切です。

総務省の平成30年3月「いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告」では、いじめ認知の判断基準として「継続性があるかどうか」「集団性があるかどうか」

など、法の定義とは別の要素により限定的に解釈したために、いじめと認知しなかった 例があるとされています。

そのような判断が初期対応の遅れを招き、結果として問題を大きくしてしまうことも あります。法律上のいじめの定義を正しく理解することが大切です。

□ラム 生徒間トラブル? ■

「これはいじめではなく、ただの生徒間トラブルです。」という表現を耳にすることがあります。このような表現を安易に使うのは避けるべきでしょう。

「生徒間でトラブルがあった」ということは、「何らかの行為があった」ということ を認めていることになると思いますが、その行為により児童生徒が苦痛を感じていれば、法律上のいじめに当たることとなります。

けんかや悪口、仲間外れや嫌がらせなど、児童生徒同士のいざこざから深刻ないじめに発展することがあります。「これはけんか」「これは人間関係のもつれ」といった先入観を持たず、被害児童生徒が苦痛を感じているか、影響を与える何らかの行為が実際にあったのかなど、法にのっとって客観的に判断しましょう。

(2) いじめの疑いがある場合の措置

法の第23条「いじめに対する措置」では、次のように定められています。

学校は、前項の規定による**通報を受けたとき**その他当該学校に在籍する児童等が**いじ** めを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の 確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するもの とする。

学校は、児童生徒・保護者等からいじめの訴えがあったとき、アンケートなどでいじめの訴えを把握したときには、いじめの疑いがあるものとして捉えることが重要です。 そして、学校が組織としていじめの事実の有無を確認し、その結果を学校の設置者に報告する必要があります。

いじめの訴えがあったときの対応のポイント

- 「いじめではない」と否定せず、疑いがあるものとして捉える。
- 学校が組織として、いじめの事実の有無を確認する。
- ・ 結果を学校の設置者に報告する。

(3) いじめの防止等の対策のための組織

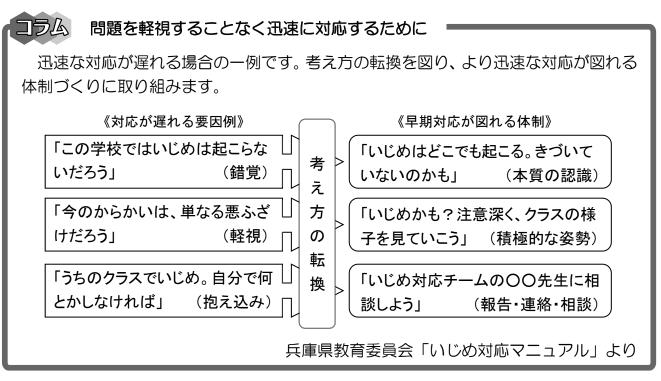
法の第22条では、いじめ問題に対し組織で対応することの必要性を定めています。

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

3 いじめ防止対策推進法

過去には他県において、生徒が担任と交換するノートに自殺をほのめかす記述をしていたにもかかわらず、担任の個人対応にとどまり、学校での情報共有ができていなかったというケースも報道されています。

学級担任や部活動顧問等、いじめを受けた児童生徒の身近な教職員が、いじめの訴えを抱え込むことなく、法にのっとって、いじめ防止等の対策のための組織を活用し、速やかに組織的対応をしなければなりません。このことは、文部科学省の27初児生第20号「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1360770.htm)」でも強調されています。



(4) 学校いじめ防止基本方針

法の第13条には、各学校における、いじめ防止基本方針の策定の義務について述べられています。

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定しなければなりません。国が策定したいじめ防止基本方針、地方公共団体が策定した地方いじめ防止基本方針を参考にし、自校の児童生徒の実情を踏まえ、いじめ防止のための取組、早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを内容とする基本方針を策定します。

この学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止のための年間計画を立て、全教職員で共通理解を図り、実行することが大切です。また、毎年見直しを図ることや、ホームページ上で公開するなど広く周知することが重要です。

次に、年間計画の例と作成のポイントを示します。

いじめ防止年間計画 (高等学校の例)

時期	活動計画	活動内容	ポイント
	【職】: 校内研修	・指導方針の周知徹底	・ 法規関係の周知
4月	【生】: クラス開き	・クラス目標の設定	いじめを許さない姿勢
	【保】: 保護者会	・いじめ防止基本方針の説明	・子供を守り抜く姿勢
5月	【生】: アンケートの実施①	・いじめの早期発見	・職員間の情報共有
0月	【保】: PTA総会	・学校の取組の説明	・家庭の協力
6月	【生】: 二者面談	・学校生活への不安等の聴き取り	・些細なことも拾い上げる
	【生】: アンケートの実施②	・学期末でのいじめの実態把握	・迅速な対応
7月	【生】: 校長、生徒指導主任講話	・ 夏季休業中の生活の注意喚起	・タイムリーな内容
	【保】: 保護者通知の配布	・ 夏季休業中の生活の注意喚起	・具体的な内容
8月	【生保】: 三者面談	・1 学期の学校生活の振り返り	・保護者との情報共有
0万	【職】: 校内研修	・いじめ関連法令を学ぶ	・早期発見に繋げる
9月	【保】: 学校だよりの発行	・子供の変化への注意喚起	・共に子供を守る姿勢
9月	【生】: 文化祭	・助け合い、思いやる心の涵養	・協力し、互いを認め合う
10月	【生】: 体育祭	・助け合い、思いやる心の涵養	・協力し、互いを認め合う
10 月	【生】: 二者面談	・学校生活への不安等の聴き取り	・些細なことも拾い上げる
11月	【生】: 非行防止教室	・外部講師による講演	・自らに引き付けて考える
11 月	【生】: 生徒会いじめ撲滅週間	・生徒たち自身の意識の高揚	・積極的な姿勢
	【生】: アンケートの実施③	・学期末でのいじめの実態把握	・迅速な対応
12月	【保】: 保護者アンケート実施	・保護者からの情報提供	・保護者との情報共有
	【生】: 校長、生徒指導主任講話	・冬季休業中の生活の注意喚起	・タイムリーな内容
1月	【生】: 二者面談	・学校生活への不安等の聴き取り	・些細なことも拾い上げる
2月	【職】: 校内研修	・いじめ事例研究	・適切な対応を学ぶ
	【生】: 校長、生徒指導主任講話	・学年末・春季休業中の注意喚起	・タイムリーな内容
3月	【保】: 学校だよりの発行	・年間の対応報告等	・1年間を振り返る
	【職】: 職員会議	・1年間の総括と次年度への課題	・次年度への申し送り

【生】: 生徒 【保】: 保護者 【職】: 職員

年間計画作成のポイント

- 年間を通じいじめの防止等の対策のための組織の活動を具体的に記載する。
- 誰を対象に、どんな活動を行うか等を検討する。
- ・ 児童生徒や保護者の意見を聴きながら作成し、適切に周知・公表する。
- ・ 児童生徒の発達段階に応じ、道徳教育、人権及び法令の遵守に関する教育、体験活動等の充実等を計画的に実施する。
- ・ アンケートの実施、相談窓口の周知など、適切な時期に盛り込む。
- ・ 職員研修の複数回実施、外部講師による講演の実施等を計画する。
- ・ 児童生徒による主体的な啓発活動等を盛り込む。
- ・ いじめ発生時の児童生徒に対する指導等の手続きを定め、周知する。

3 いじめ防止対策推進法

(5) いじめ重大事態

法の第28条において「いじめ重大事態」が規定されています。どのようなことが重 大事態にあたるのか、よく理解しておくことが必要です。

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀 なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法第28条1項】

※ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった ときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえな い」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

【いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学大臣決定)】

- ※ 二の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。 【いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学大臣決定)】
- ※ いじめの事案で、被害児童生徒が学校を退学・転校した場合は、退学・転校に至る ほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当 することが十分に考えられ適切な対応が必要である。

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省)】

※ 不登校重大事態の調査については、学校が調査に当たることを原則とする。

【不登校重大事態に係る調査の指針(文部科学省)】

事実関係が確定した段階ではなく、疑いが生じた段階で、重大事態として対応しなければなりません。また、被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

重大事態については、教育委員会と連携を図り対応することが必要です。

4 いじめを認知した際の具体的対応

学校はいじめを認知した際、いじめを受けた児童生徒を守り通すことが必要であり、 いじめが疑われる事実を知りながらそれを放置したり、さらには助長したりすることは あってはなりません。

いじめが発生した場合の対応は、個々のケースで異なる場合もありますが、概ね以下の通りです。

- (1) いじめの訴えの適切な把握
- (2) 組織での対応方針の検討
- (3) 適切な事実確認(聴き取り・アンケート調査の実施等)
- (4) 組織での指導方針の検討
- (5) 被害児童生徒等への適切な情報提供と加害児童生徒等への対応
- (6) 解消までの見守り

※ 以下のような例では、警察との連携の必要性について、初期段階で判断することも 大事です。

- 暴力等により、けがを負わせられるなどの被害があるとき
- ・ 性的被害があるとき
- ・ 恐喝等により、金品に被害があるとき
- ・ 度を過ぎた誹謗中傷などにより、心理的な被害があるとき
- インターネット上で悪質な嫌がらせ等の被害があるとき

このような場合、学校だけで対応することにより、その後の被害者感情が高まってしまう場合があります。学校だけでの対応では限界があるケースについて、初期に的確に判断し、必要に応じ警察に相談すること等が必要です(66ページ「警察との連携」参照)。

(1) いじめの訴えの適切な把握

いじめの訴えがあったら、まずその内容を迅速かつ正確に把握することが必要です。 被害児童生徒と保護者の気持ちに寄り添いながら、「いつ」「どこで」「だれに」「ど んなことをされた」など、5W1Hに沿って聴き取りましょう。

その際、後に示すような聴き取り用紙を活用することで、組織として聴き取り事項が 共有できます。本人だけでなく、保護者にも確認することが大切です。

ア 被害児童生徒への対応

まずは被害児童生徒のいじめの訴えを適切に把握しましょう。被害児童生徒に寄り添い支える態度で接します。秘密を守ること、被害児童生徒の安全確保に努めること、継続して支援すること等を約束し、被害児童生徒の不安を和らげましょう。

そのために、まずは、自分が関わる多くの児童生徒に対して、日頃から細かい気配り や声掛けを行い、信頼関係を築いておくことが重要です。

4 いじめを認知した際の具体的対応

イ 被害児童生徒の保護者への対応

初期対応が遅れたり、保護者との意思疎通が不十分であったりすると、早期解決が困難になり、事態が複雑化、深刻化してしまいます。保護者が児童生徒の一番の理解者であるということを念頭に置き、丁寧に情報提供をしましょう。また、家庭での様子など、保護者からの情報提供をお願いしましょう。

学校は、いじめを許容しない毅然とした姿勢を見せることで、児童生徒と保護者の信頼関係を構築していきましょう。

いじめ訴え聴き取り記録用紙 (例)

対象者		年	組	番	氏名			
記録者			聴き取り	日時	年	月	日	●:●●~▲:▲▲
訴えたい	こと							
	ſ,	10	どこで		だれに			どんなことをされた
具 体 的 に								
そのときの気持ち			•		•			

コラム いじめられる側にも問題がある? —

「いじめる側が悪いが、いじめられる側はいじめられる理由があるのだ。」というように、いじめられる側に責任を負わせることは、断じてあってはなりません。問題はいじめる側にあります。

児童生徒並びに保護者に対して「いじめは絶対に許されないこと。」を理解させ、なおかつ、いじめる側の複雑な心の屈折やストレス、成育歴等、いじめる側の背景にも目を向け、総合的に理解した上で指導することが再発防止のためにも重要となります。

(2) 組織での対応方針の検討

被害児童生徒の相談の窓口になることが多い担任や顧問が、個人で解決しようとする と、対応が遅くなったり、事態が深刻化したりしてしまいます。組織で情報を共有し、 対応方針を検討しましょう。

まず、いじめの訴えを組織で適切に把握した上で、訴えのあった具体的ないじめ行為を整理し、その行為の有無をどのように確認していくかを検討します。

(3) 適切な事実確認

いじめの訴えがあったら、組織として迅速に事実確認を行いますが、ポイントを押さ えないと効果が出ず、逆効果になることもあるので注意しましょう。

事案にもよりますが、事実確認の方法として、以下のものが考えられます。

- ・ いじめに関する状況や資料の確認
- ・ アンケート調査
- ・ 聴き取り調査

ア いじめに関する状況や資料の確認

例えば、殴られたのであれば怪我の状況等、悪口等を書かれたのであればその物等を確認し、写真やコピーなど記録を残すことが大切です。特にネットいじめ等、情報を消去される前に内容を写真やスクリーンショットとして保存しておくことが必要です。

イ アンケート調査

事実確認のためのアンケートを実施する際は、事案に応じ、どのようなアンケートを 取るのが最適か検討することが大切です。また事案によっては、実施方法を被害児童生 徒と保護者に確認し、了承を得てから行うという手続きが必要な場合もあります。

事実確認のためのアンケート調査のポイント

- ・ 調査の対象(被害児童生徒の氏名)を明記するかどうかを検討する
- ・ 記名式にするか無記名式にするかを検討する(併用も考えられる)
- ・ アンケート実施の範囲を検討する(関係児童生徒のみに実施するのか、集団全体 に実施するのかなど)
- 事実の聴き取りを行うのか、理由の聴き取りを行うのか等明確にしておく

ウ 聴き取り調査

聴き取り調査を行う際は、聴き取り用紙を準備するなどして、組織として何をどのように確認するか、聴き取り事項をあらかじめ共有します。

また、例えば部活動内でのいじめをその部活動の顧問が聴き取った結果、被害児童生徒等が不信感を抱く可能性もありますので、聴き取りの人選にも配慮が必要です。

複数名に聴き取る場合は、個別に別室で同時に行い、組織で情報共有、情報のすり合わせを行い、確認内容が一致するまで繰り返します。さらに、これらの一連の流れを時系列で対応記録として残しましょう。

聴き取り調査のポイント

- 何をどのように聴き取るかをあらかじめ整理する
- ・ どのような体制で聴き取りを行うか計画する
- 聴き取った結果を共有し、さらに必要な確認を行う

4 いじめを認知した際の具体的対応

事実確認聴き取り記録用紙(例)

対象者		年	組	番		氏名			
記録者				き取り 3時		年	月	日	●:●●~▲:▲▲
確認したいこと		さいこと							
		いつ	どこ	で	だオ	いが・	だれに	ど	んなことをした/見た/聞いた
具体的に									

【状況】※ 場所の見取り図、人物の配置図など、できるだけ詳細に図示する

(行為が確認された場合) その理由

聴き取りの対応例(複数の児童生徒に聴き取りを行う場合)

① 聴き取り(一回目)

個別に呼び、それぞれ別室で、同時に聴き取りを行います。聴き取り記録用紙などを用いて、質問する内容が統一されるようにしましょう。

その際、たとえば仲間同士がメール等で連絡を取り合うことのないように注意します。

② 聴き取り結果の共有

聴き取った内容を集約し、共有します。集約の間、児童生徒はその場に待機させます。

③ 聴き取り(二回目)

一回目の各児童生徒への聴き取り内容に食い違いがあれば、その点について再度 聴き取りを行います。内容が一致するまで繰り返します。

エ. 事例に基づく事実確認の際の留意点

【事例】男子生徒Aが男子生徒Bと喧嘩したとの情報提供があった。

- ・ 昨日午後6時頃、駅前のコンビニエンスストア駐車場でAとBが喧嘩した。
- BがAの交際相手にAの悪口を言っていることを知り、AはBを呼び出した。
- ・ 口論の末、Bが先に殴りかかり喧嘩になったが、その後Aが一方的に殴る状態に なった。
 - Aを呼び事実確認を行う際、どのような注意が必要か。

事実確認を行う前に

- ① 事実確認の前に、B及びB保護者の意向確認が必要である。Bが警察に被害届を提出している場合、Aへの事実確認は捜査の妨害になる可能性がある。学校は事実確認を行ってよいか、事前に警察に確認する必要がある。
- ② 「事情聴取」や「取調室」などの言葉は使わない。「事実確認」という表現、「相談室」などの施設名を用いる。
- ③ 事実確認を行う体制(教員数、時間、食事、トイレ等)について配慮する。

事実確認での質問の仕方の例

- ① 導入時に事実をいきなり聴かない。
- 知っている事実を提示して聴き出すのではなく、記憶を喚起させる。
- ・ どうしても話さない場合は、少しずつ「昨日?」、「夕方?」などとヒントを与 える。
- × 昨日、コンビニの駐車場で他校の生徒と喧嘩したんだって?
- 今日は何で呼ばれたかわかる?
- ② 「けんかの話だろ」などのキーワードが出てきても、いきなり事実を聴き出さない。 ゆっくりと自分で認めさせる。
- × なぜ、けんかなんかしたんだ?
- けんかをしたのか?
- ③ 時間、場所などは具体的に聴き出す。
- × コンビニは駅前の○○か?
- コンビニの名前は?何店かわかる?
- ④ 概要の確認が出来てから、原因を聴いていく。
- × で、何でそんなことしたの?
- (概要を確認した後)原因を教えてくれるかい?

4 いじめを認知した際の具体的対応

- ⑤ 直接見聞きしたのか、誰かに聴いたのか、思っているだけか(憶測)は、確実に確認する。
- 「あいつが文句いったから」
- × 何て言ったの?
- 誰が、誰に、何て言ったの?

(その他)

- なるべく早く事実確認を行う。
- 先入観を持たずに行う。
- 記憶を思い出させるような質問をする。
- 分からないことは分からないで良いと伝える。憶測で話をさせない。
- 矛盾点の追及は十分話を聴き出した後に行う。
- 生徒が話した内容を生徒自身に書かせ記録を残す。

(4) 組織での指導方針の検討

聴き取った情報は組織で共有し、それを基に指導方針を検討します。以下のポイントを中心に検討することが重要です。

ア 加害児童生徒に対して

- 指導の必要性、指導の内容
- ・ 保護者への説明と協力要請

イ 被害児童生徒に対して

- 事実確認の内容についての情報提供の検討
- ・ 指導方針の説明方法
- 再発防止等の検討

(5) 被害児童生徒等への適切な情報提供と加害児童生徒等への対応

事実確認の結果や、学校としての対応方針について、被害児童生徒及びその保護者に 適切な情報提供を行うことが必要です。被害児童生徒や保護者に寄り添う姿勢を示しな がら、思いを傾聴することも大切です。

加害児童生徒に対しては、まず、自分の行った行為を振り返らせ、いじめは絶対にいけないことであるということを理解させることが必要です。加害児童生徒については、 その非のみを責めるだけでなく、行為の背景に目を向け、再発防止に向けた継続的なケアをしていくという姿勢も重要です。

また、加害児童生徒の保護者に対しても適切な情報提供が必要です。保護者の立場を考え、事案に応じ、時には寄り添い、時には毅然とした態度で接することが大切です。保護者が児童生徒の一番の理解者であるということを念頭に置き、保護者に対して丁寧に理解を求め、学校と保護者が共通理解のもと児童生徒への指導を行えるよう働きかけましょう。

加害児童生徒の保護者への対応例

- ① 家庭訪問等、直接話をする場を設定し、いじめの事実を知らせ、加害児童生徒本人 にも再確認します。
- ② 学校の取組方針を伝え、保護者の協力を求めます。
- ③ 被害児童生徒の状況等を伝え、いじめという事態の重大さを認識してもらいます。
- ④ 加害状況の共通認識と今後の対応への協力を得ます。
- ⑤ いじめは許されるものではないという毅然とした姿勢を維持します。
- ⑥ 対応経過をこまめに伝えるとともに、児童生徒の様子等について家庭からの情報提供を依頼します。
- ⑦ 専門機関との連携も視野に入れておきます。

コラム「いじめ」という言葉を使わない指導

文部科学省の「いじめ防止基本方針」には以下の通り記載されています。

いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

法律で定義されたいじめの概念は広範に渡るため、いじめの認知と、それに対してどのような指導が必要かということは分けて考えることができます。

加害児童生徒が良かれと思って行った行為が、結果として他人を傷つけてしまったというような場合、その全てについて「これはいじめだからいけないことだ。」と加害児童生徒に指導することが良いとは限りません。あえて「いじめ」という言葉を使わず、具体的な言動に対して「その行為が他人を傷つけている」と諭す等、他人を大切にすることを考えさせる指導も必要です。

(6) 解消までの見守り

いじめは、謝罪したから解消されたと安易には言えません。いじめが解消している状態とは、少なくとも以下の二点が満たされていることが必要です。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること ※「相当の期間」とは、少なくとも3か月を目安とする
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

これらを満たした状態になっても、再発の可能性を踏まえ、被害児童生徒の心のケアと見守りを行う必要があります。

5 ネットいじめにおける対応の留意点

(1) ネットいじめ対応の考え方

ネットいじめは、他のいじめに比べて大人の目に留まりにくいという特徴があります。しかし、ネット上に文字や画像等が残り、児童生徒が心に受けるダメージも消えず、気付いた時には事態が深刻化している場合もあります。

また、ネットでの書き込みが炎上し、瞬く間にネット上でまとめられ、個人情報がさらされ、結果として学校にも問い合わせが入ったりするなどの影響が及ぶこともあります。ひとたびそのような状態になると、収束させるのは容易ではありません。ネットいじめやネットトラブルについては、何よりも日頃からの未然防止の取組が重要です。

さらに、犯罪性が考えられたり、学校だけでは対応が困難だったりする場合には、早 い段階で警察等関係機関への相談を検討することも必要です。

(2) ネットいじめの特徴

インターネットは便利である一方、いじめの道具になってしまう場合もあります。暴力などの目に見える被害と違い、見えにくく、精神的な被害となりますが、決して軽んじることがないように対応しなければなりません。

ネットいじめの特徴

- 匿名性が高く、容易に書き込みができ、被害者にも加害者にもなりうる。
- ・ ネットに挙げられたデータは複製等が容易で、拡散が早く、完全な削除は難しい。 そのため、いじめの影響が深く長く残り続ける可能性がある。
- ・ 児童生徒のネットの利用状況について、保護者や教職員による把握が難しい場合 があり、ネット上で行われているいじめに気付きにくい。

(3) 対応のポイント

通常のいじめと同様、組織として対応することになりますが、上記のような特徴から、 より迅速かつ適切な対応が求められます。

対応のポイント

- 組織のメンバーの中に、ネットに詳しい人がいることが望ましい。
- 全体像がつかみづらい場合もあり、内容をよく整理しながら確認をする。
- ・ 証拠保全として画像データ等の記録を取っておく。
- 必要な場合、書き込みの削除依頼等を行う。

(4) 対応の例

- ① 被害児童生徒からいじめの証拠となる情報を確認します。使用されたアプリ、アカウント等を基に事実確認を行います。確認した事項は時系列で記録をし、画像データとして証拠保全を行います。
- ② 速やかに組織を招集し、対応方針を確認します。被害児童生徒の保護者に対しても説明を行います。

③ 事実確認を行い、結果を児童生徒や保護者に情報提供します。

加害児童生徒が特定できている場合

- 他人が「なりすまし」を行って書き込んでいる場合もあるので、慎重に聴き取りを行います。
- ・ 加害児童生徒に対して、いじめは 許されない行為であることを理解さ せるとともに、児童生徒の背景に注 意しながら指導します。
- ・ 加害児童生徒の保護者に対する説明をするとともに、家庭における児童生徒の様子等の情報提供を依頼します。

加害児童生徒が特定できていない場合

- アンケートの内容、方法等を検討 します。
- 学校全体、学年、クラスに対して、 いじめは許されない行為であること や被害児童生徒の苦しみを理解させ ます。
- ・ ネットいじめは「名誉棄損」や「侮辱」といった法律に触れる可能性があることを説明し、理解させます。
- ※ 次ページ参照
- ④ 児童生徒に対し、拡散した情報の削除をさせます。
- ⑤ 必要に応じ、ネットサービスの運営会社に情報の削除を依頼します。その際は、本人、または保護者から依頼をするのが基本ですが、場合によっては教職員が補助をするなど、寄り添った対応を心がけます。
- ⑥ 教育相談担当の教員やSCを活用して、被害児童生徒の心のケアに努めます。

コラム 謝罪の場は必ず設定すべき?

生徒指導に際し、関係修復のための謝罪は大切ですが、場の設定には慎重な対応が必要です。

被害児童生徒や保護者が必ずしも謝罪を望んでいるとは限らず、また加害児童生徒とは極力関わらず学校生活を送りたいと思う場合もありますので、その気持ちに寄り添い、謝罪の場の設定について意向等をよく確認しましょう。

また、加害児童生徒に自発的な謝罪の意志があるかどうか確認しておくことも大切です。形ばかりの中途半端な謝罪が、かえって事態をこじらせてしまうという事例もありますので、加害児童生徒に対しては謝罪の意味をよく考えさせる等の指導が必要です。 謝罪文を渡すような状況になった場合にも、その内容について事前によく確認しておくことが考えられます。

6 早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案

いじめ行為の中には、犯罪行為として罪に問われる可能性のあるものもあります。事 案が発生した時は、警察との連携が必要な事案かどうかを判断し、相談や通報等、適切 に対応しましょう。

日頃から警察と情報共有するなど、関係を築いておくことが大切です。

学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

いじめの態様	刑罰法規	事例
ひどくぶつかられ たり、叩かれたり、	暴行 (刑法第 208 条)	同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
蹴られたりする。	傷害 (刑法第 204 条)	顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたり、蹴られたり。	暴行 (刑法第 208 条)	プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げ たりする。
嫌なことや恥ずか しいこと、危険なこ	強要 (刑法第 223 条)	断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせ る。
とをされたり、させ られたりする。	強制わいせつ (刑法第 176 条)	断れば危害を加えると脅し、性器を触る。
金品をたかられる。	恐喝 (刑法第 249 条)	断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。
金品を隠されたり、 盗まれたり、壊され	窃盗 (刑法第 235 条)	教科書等の所持品を盗む。
たり、捨てられたり する。	器物損壊等 (刑法第 261 条)	自転車を故意に破損させる。
冷やかしやからか い、悪口や脅し文	脅迫 (刑法第 222 条)	学校に来たら危害を加えると脅す。
句、嫌なことを言わ れる	名誉毀損、侮辱 併法第230条、231条)	実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、 うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電 話等で、誹謗中傷や	脅迫 (刑法第 222 条)	学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。
嫌なことをされる。	名誉毀損、侮辱 併法第230条、231条)	ネット上に実名を挙げ「万引きをしていた」、気 持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電 話等で、誹謗中傷や 嫌なことをされる。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポル ノに係る行為等の処罰 及び児童の保護等に関 する法律第7条)	携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。

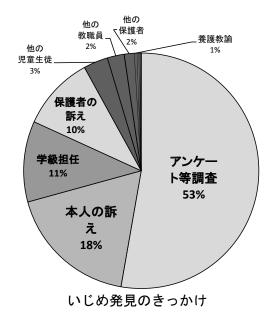
※25 文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」

(<u>http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1335366.htm</u>)」参照

7 いじめの早期発見

いじめ発見のきっかけは、「アンケート等調査」、「本人の訴え」、「学級担任」、「保護者の訴え」をあわせると9割を超えています。

アンケートによる発見の割合が最も高くなっていますが、あくまでもアンケートは一つの手法であり、学校はアンケートの計画的・効果的活用を検討するとともに、教職員が日頃からアンテナを高くしていじめの発見に努め、迅速かつ適切に対応する力を身につけることが重要です。



「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生 徒指導上の諸課題に関する調査結果」より

(1) アンケート調査の具体的方法

アンケート調査については、児童生徒の発達段階も考慮しつつ、答えやすいように工 夫する等、効果的な調査方法を検討することが大切です。

ア 実施方法や内容等を検討する上でのポイント

- ・ 目的を明確にした上で内容を検討する(いじめ発見のためのものにするか、事実確認のためのものにするか、日常的な生活アンケートにするか等)
- ・ 回答方式を検討する(記名式にするか、無記名式にするか)
- ・ 実施方法を検討する(教室で行うか、持ち帰って後日提出にするか)

定期的にいじめ発見の機会を得るために、アンケートは年に1回ではなく、複数回実施するようにします。毎回同じ形式でアンケートを取るやり方もありますし、普段の学校生活等に関するアンケートの中でいじめのサインを読み取ったり、いじめの情報が寄せられた時などはいじめに特化したアンケートを実施したりするやり方もあります。時と場合に応じたアンケートが必要です。

また、児童生徒の発達段階により、質問項目を分かりやすく工夫することも大切です。

記名式の意義と注意点

- ・ 回答内容に責任が生じるため、正確 な情報が得やすい。
- 児童生徒に直接詳細を聴き取ることができるようになる。
- 児童生徒が不利益を被らないように 配慮しなくてはならない。
- 自分への被害を恐れて、知っていて も回答しない恐れがある。

無記名式の意義と注意点

- 匿名であるため、情報を得やすい。
- ・ 不確かな情報や虚偽の情報が混じ ることがある。
- ・ 詳細な情報を聴きたくても、直接 聴き取ることが難しい。

7 いじめの早期発見

イ 調査実施時の注意点

調査を適切に行っていないと、後に調査結果に対する不満が生じる場合もあります。 客観性を担保するよう心がけることが大切です。

- 回答中は私語やよそ見を禁止する。
- ・ 回答内容は他人に話さないよう説明する。
- ・ 書いている様子が分からないよう、持ち帰って家庭で書かせることも重要
- ・ 回収する際は、封筒などに入れさせ、児童生徒ではなく教職員が回収する。
- ・ 児童生徒だけではなく、保護者に対してアンケートを行うことも有効

ウ 実施後の対応

実施後には時間を空けず、迅速に対応することが肝心です。

- 実施後、速やかに集計・確認する。
- ・ 結果について、いじめ防止のための組織で確認・共有し、必要な対応を検討し、実施する。

コラム アンケート調査の保存期間

アンケートや聴き取り調査の記録等は、地方公共団体等の文書管理規則に基づき、適切に保存する必要があります。

なお、重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存年限に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましいとされています。

児童生徒用アンケート(例)

無記名式アンケート例

学校生活アンケート () 年() 組

このアンケートは皆さんが安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。今の学校生活の状態について、あてはまるものに〇を付けてください。

問1 無視されたり、仲間はずれにされたりしたことがありますか

【 ある・ない 】

間2 冷やかしやからかい、悪口や脅しなどを言われたことがありますか

【 ある・ない 】

問3 自分の持ち物をかくされたり、勝手に使われたりしたことがありますか

【 ある・ない 】

問4 友だちの持ち物を自分のカバンや机の中に勝手に入れられたことがありますか

【 ある・ない 】

問5 わざとぶつかられたり、遊びのふりをしてたたかれたり、けられたりしたことが ありますか

【 ある・ない 】

問6 そうじや当番をおしつけられたことがありますか

【 ある・ない 】

問7 あなたの悪口をメールで送られたり、SNSなどに書き込まれたりしたことがありますか

【 ある・ない 】

問8 あなたの友だちでいじめにあってつらい気持ちで生活している人はいますか

【 いる・いない 】

7 いじめの早期発見

記名式アンケート例

いじめの実態把握のためのアンケート

()年()組()番 氏名(

このアンケートは皆さんが安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。今の学校生活の状態について、自分の気持ちに一番近いものに〇を付けてください。

	質問項目	1 …まったくない(まったくあてはまらない) 2…ほとんどない(あまりあてはまらない) 3…どちらとも言えない 4…たまにある(たまにあてはまる) 5…よくある(よくあてはまる)
1	冷やかしやからかい、悪口や脅しなどを言われることがある	1 - 2 - 3 - 4 - 5
2	クラスの集団に入れてもらえなかったり、大勢から無視をされたりする ことがある	1-2-3-4-5
3	自分の持ち物が無くなったり、捨てられたり、わざと壊されたりすることがある	1 - 2 - 3 - 4 - 5
4	わざとぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりすることがある	1-2-3-4-5
5	お金を要求されたり、嫌なことを無理矢理やらされたりすることがある	1-2-3-4-5
6	朝、自分の机や椅子、持ち物などがいたずらされていないか心配で確認 することがある	1-2-3-4-5
7	朝、宿題や提出物を集めるときに、いじわるをされることがある	1 - 2 - 3 - 4 - 5
8	授業中に間違ったり、つまずいたいりすると、バカにされたり、しらけ るような態度をとられることがある	1 - 2 - 3 - 4 - 5
9	グループで学習するとき、机を離されたり、浮いていると感じたりする ことがある	1 - 2 - 3 - 4 - 5
10	給食の時間、机を離されたり、無視したりするような態度をとられることがある	1-2-3-4-5
11)	休み時間に、教室に居づらくて職員室や保健室に行くことがある	1 - 2 - 3 - 4 - 5
12	休み時間に自分の悪口や陰口を聞くことがある	1 - 2 - 3 - 4 - 5
13	いじわるや嫌がらせが心配で、清掃場所に行きたくないときがある	1 - 2 - 3 - 4 - 5
14)	帰りの会で、いじわるをされて、必要な連絡を伝えてもらえないことが ある	1 - 2 - 3 - 4 - 5
15	下校中に、カバンをたくさん持たされたり、一方的に悪ふざけをされた りすることがある	1 - 2 - 3 - 4 - 5
16	パソコンや携帯電話のサイトやメールに嫌なことを書き込まれたり送られたりすることがある	1-2-3-4-5
17)	部活動、委員会活動での友人との関わりなどをつらいと感じることがある	1-2-3-4-5
18)	学校には生活を共にするグループや、困ったときに相談にのってくれる 友人がいる	1 - 2 - 3 - 4 - 5
19	学校には私を認めてくれる先生や、困ったときに相談にのってくれる先生がいる	1 - 2 - 3 - 4 - 5
20	いじめにあってつらい思いをしている友人がいる	1-2-3-4-5

(2) 本人や保護者からの訴えによる発見

いじめの発見のきっかけの割合は、本人や保護者からの訴えが約3割に上ります。いじめの早期発見のために、本人や保護者がいじめの被害を訴えやすいように環境を整える工夫をすることが大事です。例えば

- 本人や保護者からの相談に応じられるよう相談体制を整備し周知する。
- 二者面談や三者面談を通じていじめの有無を確認する。
- 保護者用のいじめ発見のためのアンケートを実施する。
- ・ 家庭用いじめチェックシートを配布し家庭での見守りをお願いする。

などが挙げられます。

次ページ以降の保護者用アンケート例、家庭用いじめチェックシートも参考にしてください。

(3) 学級担任等による発見

児童生徒は、学校での多くの時間を学級で過ごします。学級担任は、児童生徒一人一人をよく見て、些細な変化や違和感に気付けるようにしましょう。

授業時、休み時間や給食の時間、朝や帰りの会、清掃時、放課後の部活動・クラブ活動等、それぞれの時間帯でアンテナを高くし、児童生徒に変わった様子がないか、クラスの雰囲気に変化がないか等、見守ることが大切です。

児童生徒の観察については、34ページ「教職員用いじめ発見チェックシート」や75ページ「虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等 (「要支援児童等」)の様子や状況例【学齢期以降】」を活用してください。

また、前年度にトラブルがあったか、その時の人間関係はどうだったか等、事前に把握しておくことも、早期発見につながりますので、校内での情報の引き継ぎも重要です。 さらに、児童生徒が以前在籍した学校での情報が得られれば、重要なものとなります。 日頃からの幼保・小・中・高等学校等の学校間連携が大切です。

保護者用アンケート(例)

いじめの実態把握に関するアンケートについて

日頃、本校の教育活動に御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本校では保護者の皆様にアンケート調査を行い、いじめのない学校づくりに生かしてまいりたいと存じます。お手数をおかけして恐縮ですが、御協力をお願いいたします。

□ ○年○月から今までに、お子様やその友人がいじめを受けたのを見たり聞いたり したことがありますか。

【 ある・ ない 】

「ある」と答えた方は、「いつ」「どこで」「誰に」「どのように」など、できるだけ詳しく状況を記入してください。

2 1で「ある」と答えた方にお聴きします。

個別に事情を聴く必要がある場合、お子様に直接聴き取りをした方が良いか、保護者様に直接お伺いした方がよいか、どちらかに丸を付けてください。

【 お子様・ 保護者様 】

____年___組___番 児童生徒氏名

保護者氏名

※ ○年○月○日までに封筒へ入れて、担任へ提出をお願いいたします。

家庭用いじめ発見チェックシート

1	起床から登校前
	布団からなかなか出てこなかったり、具合が悪そうであったりする
	けだるそうな、疲れた表情である
	いつもと違って朝食を食べようとしない
	ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする
	学校に行くのを渋ったり、登校班の集合場所に行きたがらなかったりする
2	登校中
	友達の荷物を持たされている
	一人で登校するようになる
	遠回りして登校している
	途中で家に戻ってくる
3	帰宅時
	理由のはっきりしない服の汚れ、破れやボタンのほつれがある
	あざや擦り傷があってもその理由を言わない
	自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない
	いつもより帰宅が遅い
	自転車や持ち物等が壊されている
	学校の話をしなくなる
	外出したがらない。
	プリントが破れている、道具や持ち物に落書きがある
4	夕食時から就寝まで
	食欲がない
	特定の友達に対する言葉遣いが不自然にていねいである
	友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいる友達と遊ばなくなったりする
	お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになる
	部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく
	買い与えた覚えのない品物を持っている
	メールをこそこそ見る、鳴っている携帯電話に出たがらない
	部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくなる
	家族の者と話をしなくなる
	いじめの話をすると強く否定する
	弟や妹をいじめるなど、急に乱暴になったり情緒不安定になったりする
	疲れた様子であったり、なかなか寝つけなかったりしている
	普段より暗かったり、逆に明るく演じたりする感じがする

教職員用いじめ発見チェックシート

		観察の視点	該当児童生徒
		他の子供より早く登校する	
朝		担任が来るまで廊下で待っている	
\mathcal{O}		理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる	
会		挨拶や出席確認のときに返事がない、声が極端に小さい	
1		沈んだ表情や緊張した様子をしている	
		一人遅れて教室に入ってくる	
+==		授業の始めに用具が散乱している	
授		忘れ物が多くなる	
業		班決めなどのとき、話合いの輪に入れない	
の		係を選ぶとき等、ふざけ半分に推薦されたりする	
開		ほめられると、嘲笑やからかい等が起こる	
		正しい意見なのに冷やかされる	
始] [発表回数が少なくなり、活発さがなくなる	
時] [教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる	
及] [その子への配布を嫌がる雰囲気がある	
び		実験などの後片付けをいつもやらされている	
		道具や器具にさわらせてもらえず、順番が回ってこない	
授		音楽の授業で歌えなくなる	
業		内緒話をされている 不自然に机や椅子が離されている	
		不問を訴え、保健室に行くことが増える	
		いつも一人でポツンとしている	
休		笑顔が見られずおどおどしている	
		特に用事がないのによく職員室に来る	
み		移動教室のとき、荷物を持たされている	
時		格闘技ごっこなどでやられている	
間		保健室や相談室に来る回数が多くなる	
		授業が始まっても教室に戻りたがらない	
		周囲の子供が机を寄せて席を作らない、または寄せても隙間が	
4. 6		ある	
給		その子にだけ意図的な配り忘れ、盛り付けの量の差等がある	
食		給食を食べない、食欲がない	
冄		早食い競争などをやらされている	
3.5		配膳を嫌がられている	
		いつも片付けをさせられている	
清		一人黙々と清掃しているが、表情が暗い	
掃		机や椅子が運ばれずに、放置されている	
		衣服が汚れたり、ぬれたりしている	
時		清掃後、頻繁に授業に遅れてくる	
帰		持ち物がなくなったと、よく訴えに来る	
り		服が汚れていたり、破けていたりしている	
のヘ		泣いている、または机に伏せたままでいる	
会		自分の持ち物でないものを机やカバンに入れられている	

7 いじめの早期発見

	観察の視点	該当児童生徒
部活動・クラブ活動	□ 参加しないことが多く、表情も暗い □ 一人だけで大変な仕事(準備や後片付け)をやらされている □ ペアの練習で、いつも取り残される □ 練習のふりをしてボールを当てられたり体当たりされたりする □ 他の部員から強い口調で注意されたり、使い走りにされたりする □ 辞めたいなどの訴えがある □ 理由のはっきりしないけが、あざ、汚れがある □ 道具を隠される □ 孤立している	
放課後•下校時	□ 急いで下校する、あるいはいつまでも学校に残っている □ 机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている □ いつも教職員に相談したそうに寄って来る □ 鞄や持ち物がなくなっている □ ゴミ箱の中に持ち物や服等が捨てられている □ 校内の壁などに悪口や傷つくような内容の落書きをされる □ 皆の荷物を持たされている □ 遠回りして帰る □ 一人で帰る	
学校生活全般	□ 皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられる □ 一人で離れて仕事をしている □ ふざけた雰囲気の中で、学級委員や班長に選ばれる □ 無理に役員を押し付けられる □ 宿題や集金などの提出物が遅れる □ 特定の子の机や持ち物をさわろうとしない □ 連絡帳、生活ノート、絵画作品等に気になる表現がある	

8 いじめの未然防止に向けた取組

(1) いじめの未然防止

いじめの未然防止のために、日頃から、いじめを生み出さないような環境作りに努めることが大切です。

全教職員が、いじめを許さないという意識をしっかりと持って教育活動を行うこと、 学校として児童生徒の人間関係づくりに計画的に取り組むこと、学校がどの児童生徒に とっても居場所となるような環境を作ることが重要です。いじめを未然に防ぐことや、 いじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするため、教職員一人一人が普段の 指導について謙虚に振り返っておきたいものです。

ア 教職員の意識の醸成

いじめはどの学校でも起こりうるということ、いじめは絶対に許されないことを常に 念頭に置いて教育活動に臨むことが大切です。

また、教職員の不用意な一言が児童生徒を傷つけ、いじめを呼び込むことなどがあります。発言には自覚と責任を持ちましょう。

学業不振やその心配のある児童生徒は、学校生活に取り組む意欲を失いがちになり、 そのことがいじめ等の問題行動を生む要因にもなります。児童生徒が主体的に取り組み、わかる喜びを得られるような授業を展開したり、補習等、積極的に学習支援をしたりすることが、いじめを未然に防ぐ手立てとなります。

イ 児童生徒同士の絆づくり

児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通じ、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を感じ取れる絆づくりが、いじめを未然に防ぐ風土づくりを後押しします。

修学旅行や運動会といった学校行事の他、就労体験等の体験活動、他学年・他校種の 児童生徒との交流、地域の大人との交流、異文化交流などの取組も大切です。

ウ 児童生徒の居場所づくり

どの児童生徒にとっても、それぞれが安心できる、自己存在感や充実感を感じられる 場所が学校の中に存在することが大切です。

まずはクラスが児童生徒の居場所となっているか、授業や行事の中でからかわれたり している児童生徒がいないか注意するとともに、部活動やクラブ活動、保健室や教育相 談室、図書室といった、クラス以外の場の整備・充実も大切です。

(2) ネットいじめにおける未然防止

ネットいじめは未然防止がより重要です。また、いじめに限らず、ネットを通じて犯罪に巻き込まれたり、加担してしまったりすることもあります。

児童生徒を守るためにも、日頃から学校全体で、発達段階に応じた情報モラルについて指導することが大事です。

ア 情報モラル教育の充実

ネットいじめやネットトラブル等の被害に遭わないよう、利用する際の態度や注意 点、実際にネット上で問題が発生した時の対処法等について日頃から指導することが大 切です。日常生活において、安心・安全なネット利用ができるよう、成長段階に応じた 情報活用能力の育成を計画的・体系的に行うことが必要です。

イ 保護者への啓発

児童生徒は主に家庭でネットを利用することから、保護者会等の機会を利用して、スマートフォン等に関するフィルタリング、家庭での利用ルール作り、保護者の負う法的責任等について説明することが大切です。PTA活動の中で外部講師を招いたり、保護者向け啓発資料を活用したりする等の啓発が大切です。

ウ 児童生徒自身によるスマートフォン等の利用ルールづくり

ネット利用に関するルールについて、児童生徒自身が話合い活動などを通じて主体的に決めることが、問題への対処に関する理解を深めることにつながります。児童会・生徒会活動等を通して、ルールづくりに取り組むことが大切です。

エ サイト監視

顔写真や学校名等などの個人情報をネット上に挙げたためにトラブルになることがあります。ネットいじめやトラブル防止の観点から、教育委員会がサイト監視を行ったり、学校が独自で監視をしたりすることも大切です。

オ 「ネットトラブル注意報」の周知

児童生徒に関するネットトラブル等の未然防止のため、県では、サイト監視活動等から得た課題とその対策等を「ネットトラブル注意報」にまとめ、各学校に配布しています。 児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員研修等に活用してください。

8 いじめの未然防止に向けた取組

(3) いじめに対する声かけの例

理科の授業中、担当教諭は実験を見せるため、教卓の周りに集まるよう生徒に指示した。一番前に出てきたBに対し、Aが「邪魔だなあ、キモいんだよ!」と発言し、他の生徒もクスクス笑った。教諭は「何ですか、今の発言は。」と声をかけたが、Aの「はあ?」という言葉に、それ以上何も言うことなく授業を進めてしまった。

このような対応は「クラスメイトを辱める中傷的な発言」を教員が容認したことになってしまい、他の児童生徒もこの発言が通るものと感じてしまいます。瞬時の判断が大切ですが、以下にこのようなときの声かけの例を示します。

教諭:「何ですか、今の発言は。」

A : 「はあ?」

教諭:「今、何と言ったの?」

A:「別に。」

教諭:「今、何と言ったのですか。」

A:「邪魔だなあ。」と言いました。

教諭:「いや、違います。もう一度同じことを言ってみなさい。」

A : 「邪魔だなあ、キモいんだよ、と言いました。」

教諭:「それは、どういう意味なの?」

A : 「前にしゃしゃり出てきて気持ち悪いということです。」

(周りの生徒がクスクス笑う。)

教諭:「一番前で授業を受けることのどこが気持ち悪いんですか!」

(教諭の毅然とした態度に、教室内に緊張感がみなぎる。)

A:「……すみません。」

教諭:「放課後、相談室で話しましょう。また、さっきAさんの発言で笑ったみなさん

も、自分の態度を振り返る必要があるのではありませんか?」

(笑った生徒達にも反省の様子が見える。)

「では、授業を続けます。」

~~~~~~~~~ 【相談室にて】 ~~~~~~~~

教諭:「あのように、悪口を言われた人の気持ちを考えたことがありますか?」

A : 「······(無言。)」

教諭:「Bさんは『ショックだった』と言っていましたよ。あなたはBさんに嫌な

思いをさせたのです。今回のことをよく反省して、今後は他の人の気持ちをよ

く考えて行動してください。」

この例のように、教員が即座に毅然とした態度で対応することが大切です。このような対応できるよう、日頃から児童生徒の行動や背景をよく理解して、アンテナを高くしておくことが必要です。